

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等の改訂に伴う、
「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症業務継続ガイドライン」
の取扱いについて
計1枚（本紙を除く）

Vol.1173

令和5年9月28日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3972)

FAX : 03-3595-3670

事 務 連 絡
令和5年9月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等の改訂に伴う、
「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
の取扱いについて

介護保険行政の推進及び、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、
日々ご尽力及び格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」等について」（令和
5年9月25日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）において、
新型コロナウイルス感染症に関して最新の知見を反映し、感染症法上の位置付
け変更等を踏まえ、より介護現場の皆様にご活用いただけるよう、見直しを行
った旨お知らせしたところです。

当該見直しに伴い、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症
発生時の業務継続ガイドライン」における「3－5. 感染防止に向けた取組
（参考）」（31 ページ）「○厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型冠状
ウイルスの消毒・除菌方法について」の項目など、感染症対策に係る記載につ
いては、本手引きの内容を参照いただきますようお願いいたします。

つきましては、都道府県等におかれましては内容についてご了知の上、管内
各市区町村及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

【介護現場における感染対策の手引き（第3版）掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

